

2024年9月25日

会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項の規定に基づき、法令違反の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

記

1. 会員名

株式会社あすなろ (会員番号 011-01393 号)

2. 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 200万円

会員権の停止 2024年10月1日から2か月間

3. 処分の対象となった事実

顧客のため忠実に投資助言業務が行なわれていない状況

4. 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

以上